

2020年度「再エネ ECO プラン」販売電力量 第三者確認書

九州電力株式会社 御中

1. 確認対象

一般財団法人日本品質保証機構（以下、「当機構」という。）は、九州電力株式会社（以下、「九州電力」という。）が保有する水力電源及び地熱電源を活用した再エネメニューである「再エネ ECO プラン」（以下、「当該メニュー」という。）で 2020 年度に販売した電力量について、その発電源が九州電力の水力発電所及び地熱発電所（揚水発電所及びいずれも「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条に定める特定契約の対象となる発電設備を除く、以下同様。）であることの属性及びその運用状況、当該メニューに活用した非 FIT 非化石証書量及びその属性について、第三者確認を実施した。

2020 年度とは、2020 年4月1日から 2021 年3月 31 日までの期間をいう。本業務の目的は、九州電力が 2020 年度に当該メニューで販売した電力量を九州電力が作成した当該メニューの運用ルール（以下「運用ルール」という。）に照らして客観的に評価し、当該メニューの信頼性をより高めることにある。

2. 確認概要

当機構は、GHG プロトコル及び RE100 の推奨事項を参考し、ISAE3000 に準拠して確認手続きを実施した。確認対象範囲は 2020 年度に当該メニューで販売した電力量、その発電源及び非 FIT 非化石証書量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準は販売電力量の 5%とした。確認手続きでは、初めに当該メニューの発電源となっている水力発電所及び地熱発電所（以下、「対象発電所」という。）の施設範囲と運用ルールを確認した。その後、サンプリングにより 4 発電所を現地確認の対象とし、施設情報、計量器の精度管理状況及びモニタリングデータの適切性の確認を行った。なお、現地確認の対象とした発電所の決定は九州電力が行った。その後、対象発電所の 2020 年度総発電力量、2020 年度の当該メニューの需給バランスデータ、販売電力量及び非 FIT 非化石証書量の算定結果について、運用ルールとの突き合わせを行った。

3. 確認結果

2020 年度に当該メニューで販売した電力量について、運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。また、その発電源が九州電力の水力発電所及び地熱発電所ではない事例、及び運用ルールに準拠せず正しく運用されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

確認対象とした販売電力量の算定結果、属性、運用状況は、日本の諸制度による固有の制約の影響下にある。当該メニューの運用責任は九州電力にあり、本確認業務に関する責任は当機構にある。九州電力と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田純男

